

経 理
責任者



令和 2 年 度 政 務 活 動 費 支 出 伺

支 出 金 額	金495,000円		
費 目 No.	1	内 容	津市民状況アンケート「新型コロナウイルス感染症について」調査業務委託
支 出 先	株式会社オフィス・ビー		
支 出 日	令和 2 年 11 月 5 日		
備 考			
領 収 書 等 証 拠 書 類			
(領収書等別添)			

請求書

市民クラブ様

令和2年10月31日

株式会社オフィス・ビー
代表取締役 後藤 宏行
〒514-0006 三重県津市広明町366
大川ビル605
TEL 059(225)6125
FAX 059(225)6225

税込合計金額 ¥495,000

期間	内容	金額
令和2年9月～11月	津市民状況アンケート「新型コロナウイルス感染症について」	450,000
	(調査及び報告書作成合一式)	
	小計	450,000
	消費税(10%)	45,000
	合計	495,000

上記ご請求いたします。

領 収 書
市民クラブ様

令和2年 11月5日

株式会社オフィス・ビー
代表取締役 後藤 宏行
〒514-0006 三重県津市広明町366
大川ビル605
TEL 059(225)6125
FAX 059(225)6225

税込合計金額 ¥495,000

期間	内 容	金 額
令和2年9月～11月	津市民状況アンケート「新型コロナウイルス感染症について」 (調査及び報告書作成,及び報告会含一式)	450,000
	小 計	450,000
	消費税(10%)	45,000
	合 計	495,000

上記領収いたしました。



津市民状況アンケート「新型コロナウイルス感染症について」調査業務委託契約書



- 1 委託業務の名称 津市民状況アンケート「新型コロナウイルス感染症について」
調査業務委託
- 2 履行期限 契約日から令和2年11月10日
- 3 契約金額 金495,000円（内消費税及び地方消費税額45,000円）

市民クラブ（以下「甲」という。）と株式会社オフィス・ビー（以下「乙」という。）とは、上記業務の委託について次の各条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

- 第1条 甲は、津市民状況アンケート「新型コロナウイルス感染症について」調査業務委託事業（以下「委託事業」という。）の実施を上記の契約金額及び履行期限をもって乙に委託するものとする。
- 2 乙は、委託業務に実施に当たっては、仕様書等に基づき、これを誠実に実施しなければならない。
- 3 第1項の仕様書等に明示されていない事項については、甲乙協議して定めるものとする。
- 4 本契約にいう成果品等には、すべて所有権及び著作権等が甲に帰属する旨の表示をするものとする。
- 5 調査報告書をもって成果品とする。

（秘密の保持）

- 第2条 乙は、当契約により知り得た甲の業務上の秘密を他人に漏らし又は他の目的に利用してはならない。
- 2 本条の規定は、本契約終了（解除）後も適用する。

（調査等）

- 第3条 甲は、必要があると認めたときは、委託事業について報告を求め、又は実地に調査することができるものとする。

（業務内容の変更）

- 第4条 甲は、必要がある場合は委託業務の内容を変更し、委託業務を一時中止し、又は履行期限を変更することができるものとする。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して決めるものとする。

（履行期限の延長）

- 第5条 乙は、乙の責に帰することができない理由により第1条第1項に定めた履行期限までに委託業務を完了できないと認めるときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができるものとする。その延長日数は甲乙協議して決めるものとする。

（検査及び引き渡し）

- 第6条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく成果品を甲に提出するものとし、甲に検査を申し出るものとする。
- 2 甲は、前項に規定する申し出を受理したときは、速やかに当該業務に基づき発生した全ての成果品（以下「成果品」という。）の検査を行うものとする。
- 3 前項の規定に基づく検査の結果、成果品について修正を要する場合は、乙は速やかに所要の修正を行い、再度甲の検査を受けるものとする。乙は、この再検査を理由に履行期限の延長、契約金額の増額等を甲に求めることはできない。
- 4 甲は、第2項の規定に基づく検査又は前項の規定に基づく再検査によって当該業務の完了及び成果品を確認したときは、乙に通知するものとし、乙は遅滞なく成果品を甲に引き渡すものとする。
- 5 前項の規定に基づく成果品の引き渡し完了をもって、成果品の所有権は、乙から甲に移転するものとする。

とする。

6 本条に規定する検査及び再検査に要する時間は、すべて履行期限内に含むものとする。

7 本条に規定する検査及び再検査に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(履行遅滞の違約金等)

第 7 条 乙の責に帰する事由により、委託業務を履行期限内に完了できない場合は遅延日数に応じ未履行部分相当額に支払遅延防止法に基づき定められた政府契約の支払遅延利息の率と同率を乗じた額を違約金として支払うものとする。

(契約の解除)

第 8 条 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合甲又は乙は、違約金として解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する金額を相手方に支払うものとする。

(1) 本契約の基づく債務を履行せず、相手方の催促にもかかわらず、なお、履行しないとき。

(2) 不正の行為をなして相手方の履行を妨げたとき

(損害の賠償)

第 9 条 前条の場合において、甲に損害が生じたときは、甲は乙に対して契約保証金又は前条の違約金を超える部分については、その賠償を求めることができる。

2 この契約の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は乙の責任において処理（金銭的賠償を含む。）するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する場合はこの限りでない。

3 甲の責に帰すべき事由により本契約に関し乙又は第三者に損害を与えたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

4 天災その他不可抗力によって生じた損害については、甲乙協議のうえ決めるものとする。

(代金の支払)

第 10 条 乙は、第6条に規定する検査に合格し甲から通知を受けたときは、適法な請求書により代金の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に乙に対して代金を支払わなければならない。

3 甲の責に帰する理由により、前項の支払期限までに代金を支払わないときは、甲は、支払期限の翌日から支払い当日までの日数に応じ、当該支払金額に支払遅延防止法に基づき定められた政府契約の支払遅延利息の率を乗じた額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(契約外事項)

第 11 条 この契約に定めのない事項は、日本国法令の定めによるものとする。

(紛争または疑義等の解決)

第 12 条 この契約に関し紛争または疑義が生じた場合は、甲、乙信義誠実の原則に従い協議の上、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第 13 条 この契約に関する訴訟については、津地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和2年9月1日

甲 三重県津市西丸之内23-1

市民クラブ

代表 福田慶一



乙 三重県津市広明町366

株式会社オフィス・ビー

代表取締役 後藤 宏行



(別記)

個人情報の保護に関する事項

1 基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

(7) 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(4) 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 再委託の禁止

乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

7 個人情報の廃棄又は消去

乙は、この契約による事務を処理するために乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、甲が指定する期間終了後速やかに、かつ、確実に廃棄又は消去しなければならない。

8 従事者への周知

乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

9 保護措置の報告

甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務の執行に当たり個人情報の保護のために講じた措置に関し報告を求め、又は指示することができる。

10 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

11 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

津市民状況アンケート
「新型コロナウイルス感染症について」報告書

○

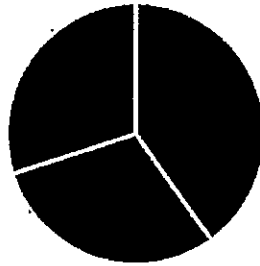
○

令和2年10月20日
株式会社オフィス・ビー

Q1、新型コロナウイルス感染症の流行で生活に大きな変化はありましたか？

1、 はい 2、 いいえ 3、 どちらともいえない

変化

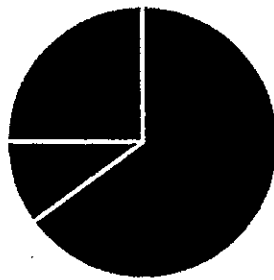


■はい ■いいえ ■どちらでもない

Q2、新型コロナウイルス感染症の流行により経済面でマイナスが感じていますか？

1、 はい 2、 いいえ 3、 どちらともいえない

経済面

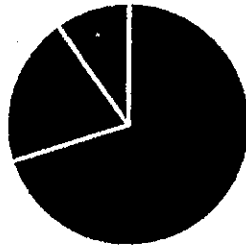


■はい ■いいえ ■どちらでも

Q3、家族に高齢者・基礎疾患のある方・乳幼児等がおり、新型コロナウイルスの流行に不安を感じた。

1、 はい 2、 いいえ 3、 どちらともいえない

不安

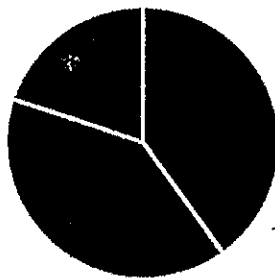


■はい ■いいえ ■どちらでもない

Q4、新型コロナウイルス感染症対策について国は十分にできていると思いますか？

1、 はい 2、 いいえ 3、 どちらでもない

国

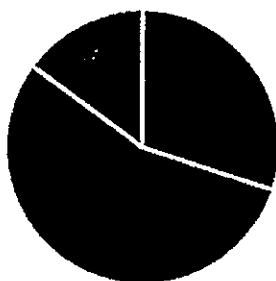


■はい ■いいえ ■どちらでも

Q5、新型コロナウイルス感染症対策について県は十分にできていると思いますか？

- 1、 はい 2、 いいえ 3、 どちらでもない

県



■はい ■いいえ ■どちらでもない

Q6、新型コロナウイルス感染症対策について市は十分にできていると思いますか？

- 1、 はい 2、 いいえ 3、 どちらでもない

市

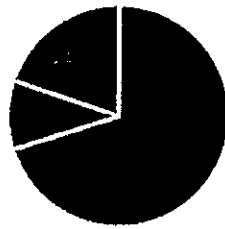


■はい ■いいえ ■どちらでもない

Q7、新型コロナウイルス感染症流行以降飲食店の利用は減りましたか？

1、はい 2、いいえ 3、どちらでもない

飲食店利用



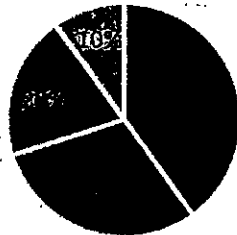
■はい ■いいえ ■どちらでもない

就学前児童、児童、生徒、大学・短大・専門学校等の学生の保護者の方にお尋ねします。

Q8、今後の子どもの教育面で不安を感じますか？

1、強く感じる 2、感じる 3、あまり感じない 4、全く感じない

不安



■強く感じる ■感じる ■あまり感じない ■全く感じない